

改正後	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（専ら職務に従事しなければならない介護職員等）</p> <p>第三条 条例第七条ただし書の規則で定める介護職員及び看護職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（条例第四十二条第二項（条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）<u>、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。</u></p> <p>（運営規程に定める事項）</p> <p>第四条 条例第八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（介護職員等が専ら職務に従事しなければならない場合）</p> <p>第三条 条例第七条の規則で定める場合は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合とする。</p> <p>（運営規程に定める事項）</p> <p>第四条 条例第八条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六（新設）</p> <p>非常災害対策</p>

- 八 苦情処理に関する事項
- 九 虐待防止に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

第五条～第七条 (略)

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第八条・第九条 (略)

(運営規程に定める事項)

第十条 条例第三十六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一～六 (略)
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 苦情処理に関する事項
- 十 虐待防止に関する事項
- 十一 その他施設の運営に関する重要事項

第十一条 (略)

- 七 苦情処理に関する事項
- 八 虐待防止に関する事項
- 九 その他施設の運営に関する重要事項

第五条～第七条 (略)

(新設)

第八条・第九条 (略)

(運営規程に定める事項)

第十条 条例第三十六条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一～六 (略)
- (新設)
- 七 非常災害対策
- 八 苦情処理に関する事項
- 九 虐待防止に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

第十一条 (略)

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第十一条の二 条例第三十八条第八項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第十二条～第十八条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 一般病床（医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号の病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第五項において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床につき、平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機

(新設)

第十二条～第十八条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 一般病床（医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号の病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第五項において同じ。）又は療養病床（医療法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床につき、平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機

能訓練室については、第六条第三項第八号イ及び第十三条第三項第八号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床につき、平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第三項第八号イ及び第十三条第三項第八号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいづれかに適合するものとする。

一・二（略）

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床につき、平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第六条第五項第一号、第十一条第五項第一号、第十三条第五項第一号及び第十六条第五項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。

6・7（略）

能訓練室については、第六条第三項第八号イ及び第十三条第三項第八号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

4 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床につき、平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第三項第八号イ及び第十三条第三項第八号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいづれかに適合するものとする。

一・二（略）

5 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床につき、平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第六条第五項第一号、第十一条第五項第一号、第十三条第五項第一号及び第十六条第五項第一号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）とすることができる。

6・7（略）

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。